my hometown TOMIOKA

広報

とみおか

2018. 5月 お知らせ版

Tomioka photo album



富岡第一小学校運動会(2009年5月16日撮影)

富岡町早期帰還移転補助 延長のお知らせ

富岡町早期帰還移転補助は、避難先から町内に居住した際の引越しにかかった費用の一部を補助する制度で、今年度も延長となりましたのでお知らせします。

【対象世帯】

平成31年3月末までに、町内の自宅(新築、購入含む)や富岡町災害公営住宅等に移転が完了した世帯。

※現在お住まいの居住先を1世帯とし、申請は1回限りとさせていただきます。また、同じ仮設住宅内や同じ棟の借上げ住宅を2戸以上使用している場合は、1世帯での申請となります。

【補助額】

	複数世帯(2名以上)	単 身 世 帯
県外からの引越し	最大15万円 • 基礎補助: 10万円 • 追加補助: 最大5万円	最大10万円 • 基礎補助:5万円 • 追加補助:最大5万円
県内からの引越し	最大10万円 • 基礎補助:5万円 • 追加補助:最大5万円	最大8万円 • 基礎補助:3万円 • 追加補助:最大5万円

※基礎補助とは領収書の有無にかかわらず、お支払いする金額です。

【申請に必要な事項】

- ①応急仮設住宅(借上げ住宅を含む)にお住まいの方は退去の手続き
 - •窓口:いわき支所、郡山支所
- ②[町内居住届]の提出
 - ※町内であっても、震災時にお住まいだった場所以外に住まわれる場合は、「転居届」の提出も必要となります。
 - 窓口:住民課 住民係
- ③引っ越し業者等から発行された領収書の原本(追加補助を申請する場合のみ)

【申請の受付】

申請書は、移転が完了してから提出してください。申請の方法を記した案内と申込書は下記の窓口でお渡しします。郵送を希望される方は、ご連絡ください。

【申請書受付・問合せ先】

住民課 避難生活支援係

nttp://www.tomioka-town.jp/

特設人権相談所 開設のお知らせ

人権擁護委員による人権相談所を下記日程で開設します。日常生活や身の回りの人権問題(家庭内や学校職場での暴力問題、いじめ、差別、虐待、セクハラ等の問題、近隣関係の問題など)について悩み事がありましたら、お気軽にご利用ください。

【開設日】 6月1日(金) 10:00〜15:00 【場 所】 富岡町役場 いわき支所 大会議室

※相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

消防署からのお願い

山火事用心! 火の用心!

春を迎え暖かくなるにつれ、山へ入る機会も多くなることと思います。この時期の山では、枯葉や枯草が多くなり、空気の乾燥など火災発生の危険性が高くなります。

山火事の多くは、たき火やたばこの投げ捨てなどのちょっとした不注意が原因です。一人ひとりが森林の大切さを認識し、山林を火災から守りましょう。



住宅は放火対策を徹底しましょう!

近年の住宅火災発生原因として、「放火・放火の疑い」が割合の 多くを占めています。放火を防止するポイントを踏まえて、放火 を未然に防ぎましょう!



- 家の周りに燃えやすい物を置かない
- 物置、車庫には必ず鍵をかける
- ごみは決められた日の朝に出す
- ・普段から隣近所で放火について**話し合う**



平成30年度全国統一防火標語決定!

【忘れてない? サイフにスマホに 火の確認】

火事と救急は119番



◇浪江消防署 0240-34-4111

◇富岡消防署 0240-25-2119







